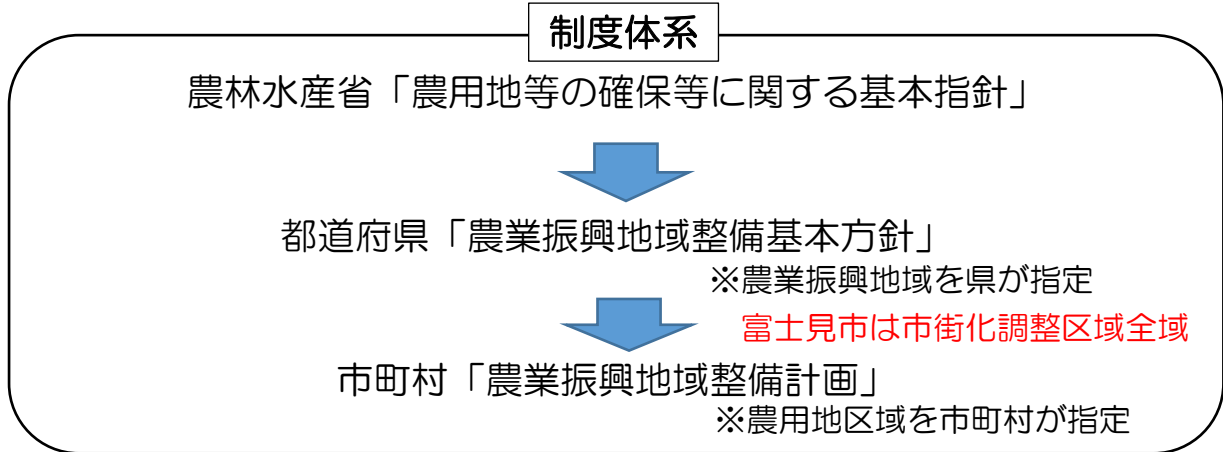


# 農業振興地域制度について

根拠法：農業振興地域の整備に関する法律

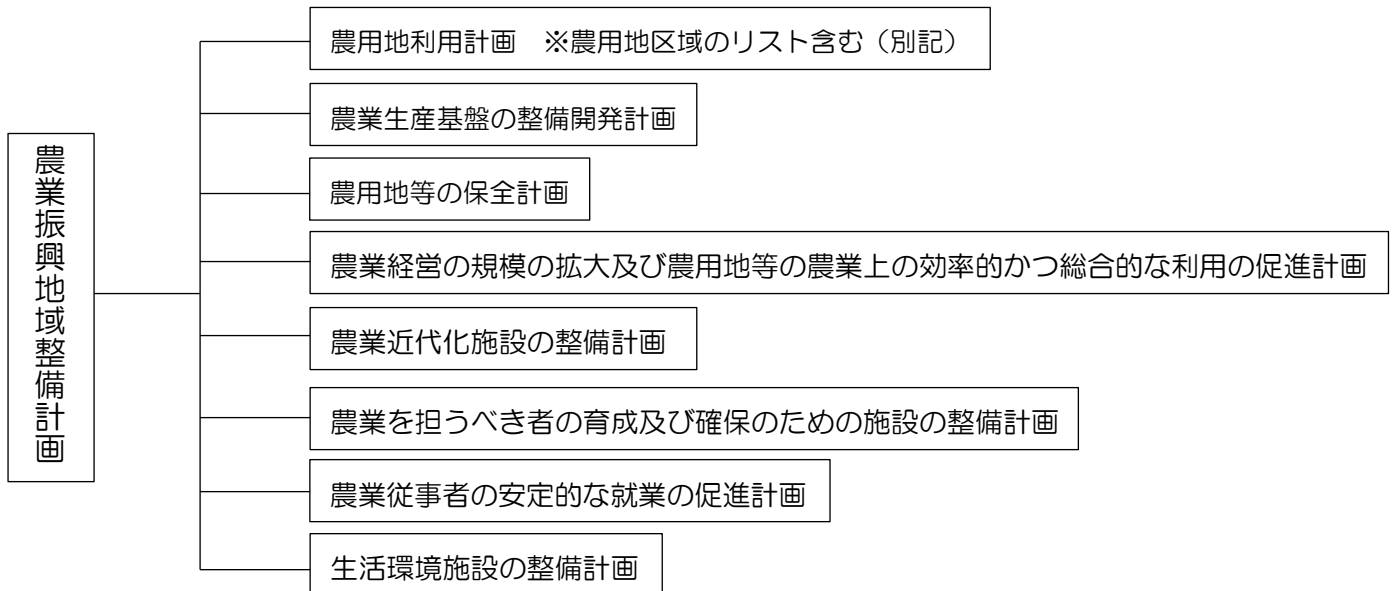
目的：農業を振興すべき地域・区域の指定と当該地域のための施策の計画的な推進を図り、農業の健全な発展及び国土資源の合理的な利用に寄与する。



農業振興地域：農業の健全な発展及び国土資源の合理的な利用の見地から、長期にわたり総合的に農業の振興を図るべき地域

農用地区域（青地）：農業上の利用を図るべき土地として指定した区域 **[原則転用禁止]**  
※農用地区域は農業振興地域内に定められています。

## ○農業振興地域整備計画の構成



## ○富士見市の農業振興地域及び農用地区域について

市面積	： 1,977ha
└─ 農業振興地域	： 1,128ha（57%）
└─ 農用地区域	： 364.72ha（32%）

※地域・区域の位置については図面参照